

路上生活者対策事業の紹介 (令和5年度実績報告)

特別区内において路上生活を余儀なくされている方及びそのおそれのある方に対する支援は、就労による自立と社会生活への復帰を基本に、平成12年度から都区共同の路上生活者対策事業として実施しています。平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、現在はその法律の自立相談支援事業及び一時生活支援事業として位置づけられています。

この事業に関する特別区の役割のうち、巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業、地域生活継続支援事業及び支援付地域生活移行事業は、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が共同処理しています。

事業の拠点となる自立支援センター（以下、「センター」という。）は、23区を5つのブロックに分け、各ブロックに1か所設置（5年ごと）に設置区を持ち回り）しています。

◆巡回相談事業

巡回相談事業は、各区と連絡・調整のうえ、センターの相談員が地域を巡回、面接相談し、支援事業の情報提供・利用あっせん等を行うものです。令和6年冬期の路上生活者数は、372人（都実施「路上生活者概数調査」）で、前年同期より12人減少しました。令和5年度に巡回相談を行った延べ人数は3865人と前年度より133人減少しました。また、医療従事者の視点から路上生活者に対して支援を行う看護師同行の巡回（月1回程度各区の巡回に同行）を平成27年度から開始しており、令和5年度は感染症対策にも配慮しつつ、804件の医療相談を受け、血圧測定や検診など、延べ836件の医療対応をしました。

◆緊急一時保護事業・自立支援事業

緊急一時保護事業は、特別区内の路上生活者などに対して、一時的に保護することによる心身の回復などを目的に、センターで宿泊支援を行うものです。センター入所後は、自立に向けた調査や評価（アセスメント）なども行います。

本事業の利用者数は、ピークであった平成20年度の3053人から漸減傾向にあり、令和5年度は630人と2割程度までに減少しました（図1）。背景には、都区共同で取り組んで来た路上生活者対策事業等の効果が寄与しているものと考えられる他、新型コロナウイルス禍における生活福祉資金貸付の対象者要件の緩和、社会経済状況の変化等の関係も考えられます。

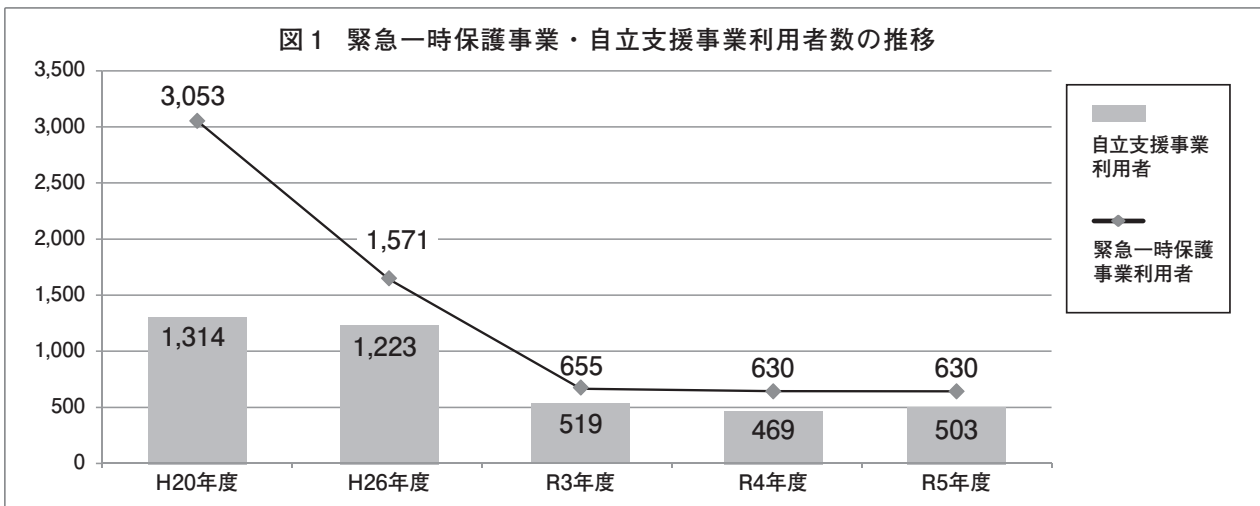
しかしながら、依然として本事業を必要としている方が23区内にはおり、今後も継続的な支援を行っていきます。

なお、利用者の年齢構成（図2）及び路上生活期間（図3）については、令和4年度に比べ20代以下の方の利用が1ポイント増加し、路上生活1ヶ月未満の方の利用は4ポイント増加しています。

次に、自立支援事業は、センター入所者の就労による自立や円滑な地域生活移行を支援するもので、安定的な雇用先の確保及び速やかな就労の開始とその継続のため、ハローワークと連携し、職業相談員による専門的な就労相談などを行っています。その他生活相談や、必要に応じて専門相談（住宅相談、法律相談、健康相談など）の機会も提供しています。

令和5年度は、緊急一時保護事業を利用した方のうち77%が本事業に移行し、そのうち48%が就労自立を果たしています。

図1 緊急一時保護事業・自立支援事業利用者数の推移



◆地域生活継続支援事業

地域生活継続支援事業は、センターで就労自立を果たした対象者がアパートなどで地域生活を継続できるよう、本人の申し込みに基づき必要な支援（訪問・電話による生活就労面の相談やアドバイスなど）を行うものです。

令和5年度は、就労自立した方の84%が本事業を申し込み、相談件数は延べ3661件（令和4年度4226件）でした。

◆支援付地域生活移行事業

路上生活が長期化・高齢化した方に対して、地域生活への移行を目的とした、新たな都区共同事業を令和元年度より23区全域で実施しています。本事業は、路上での巡回相談から、支援付住宅での居住支援及び見守り支援までを一貫して行うものです。

令和5年度は、35人（令和4年度41人）が新たに支援付住宅を利用し、32人（令和4年度42人）が退所しており、退所者のうち、23人が生活保護の受給、高齢者福祉等につながり、地域生活へ移行しています。

特人厚では、今後も23区及び東京都とともに、現に路上生活をしている方の「路上生活からの脱却」と、路上生活になるおそれのある方の「路上生活への移行防止」のために、本事業に取り組んでまいります。

（特別区人事・厚生事務組合厚生部）

図2 緊急一時保護事業利用者の年齢構成の推移

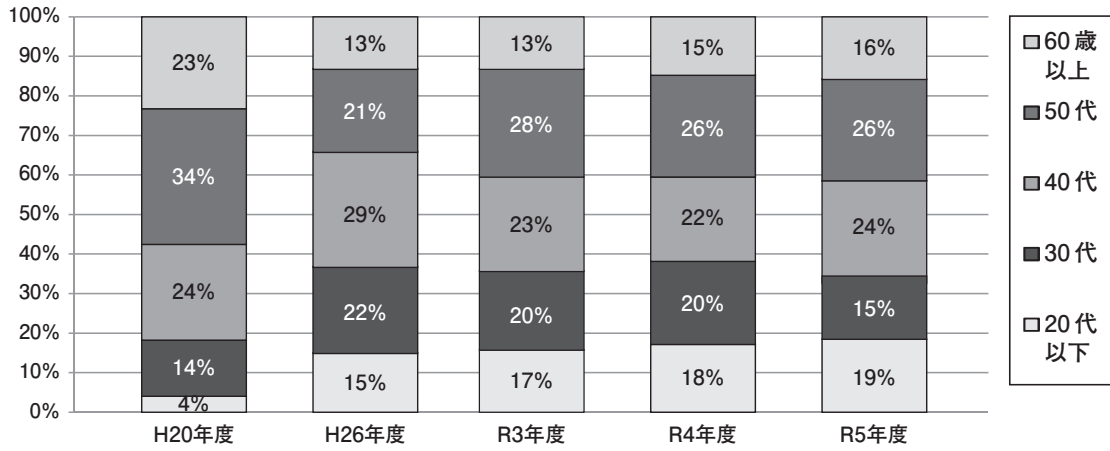


図3 緊急一時保護事業利用者の路上生活期間の推移

